

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税について税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。福岡市では、地方創生の取組みをさらに推進するため、この制度を活用した企業の皆様からの寄附をお待ちしています。

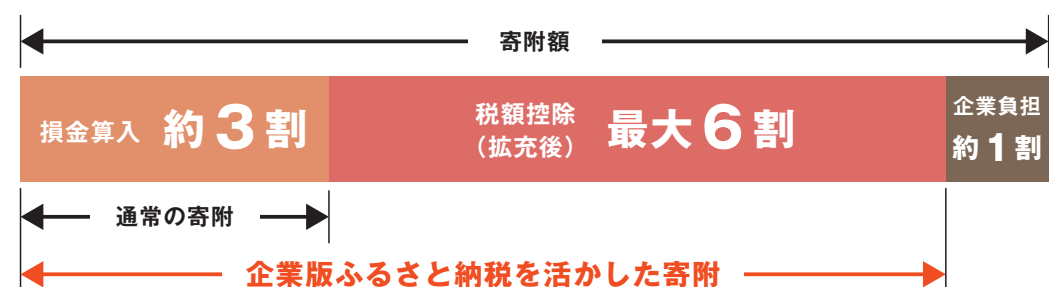
福岡市
企業版ふるさと
納税について



企業版ふるさと納税の税額控除のしくみ

◎通常の寄附よりも税額控除の割合が高い **最大約9割控除**（実質負担約1割）

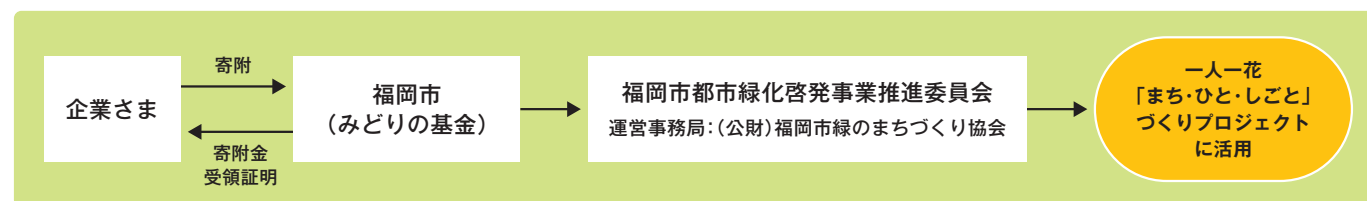
福岡市の当事業は、内閣府に認定された税控除の対象事業です。



たとえば...
1,000万円の寄附で
最大約900万円の
法人関係税が軽減

寄附は
10万円以上から
可能です

◎企業版ふるさと納税(寄附金)の流れ



寄附の特典

感謝状贈呈 10万円以上ご寄附いただいた企業さまには、感謝状を贈呈いたします。

webサイト掲載 公表をご了承いただいた企業さまは、福岡市のwebサイトで社名や会社概要などを掲載します。

寄附にあたっての主な留意事項

1回10万円以上の寄附が対象となります。

本社が福岡市の企業は、対象となりません。本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。

寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

寄附者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、寄附の申込みをお断りさせていただきます。

本制度の対象期間は、令和2年度から令和9年度までです（延長される場合があります）。

一人一花運動
webサイトは
こちら



申し込み
お問合せ先

福岡市住宅都市みどり局一人一花推進課 TEL: 092-711-4424

令和7年度

福岡市 企業版ふるさと納税のご案内

一人一花

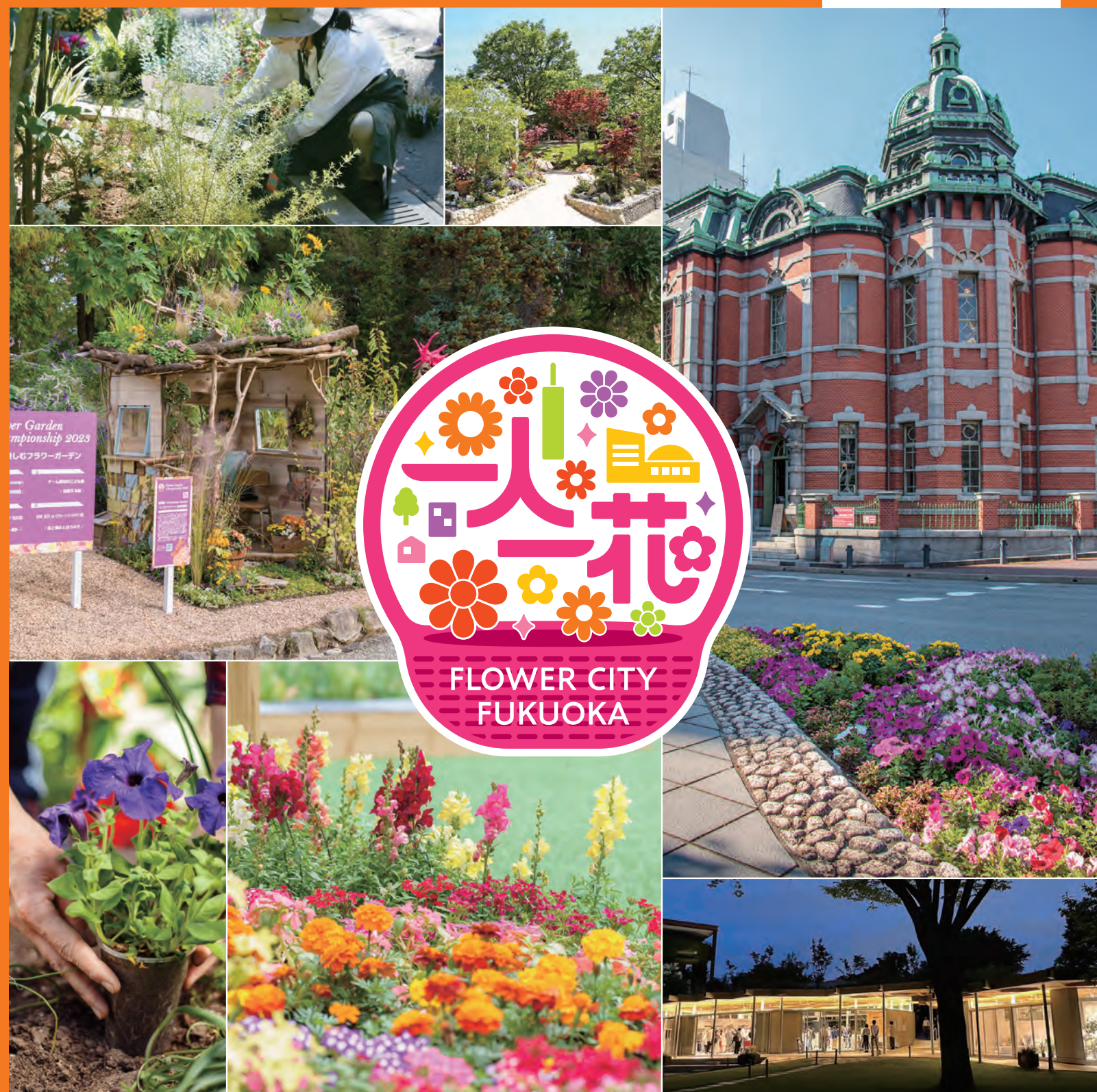
「まち・ひと・しごと」づくり

プロジェクト “One Citizen, One Flower” Flower City Project

最大約9割の
税額控除

福岡市
FUKUOKA CITY

アジアのリーダー都市へ
FUKUOKA NEXT



花で循環するまちづくりを一緒に目指しませんか？

福岡市が取り組む、花をツールとした 共創のまちづくり『一人一花運動』とは

福岡市では、花のまち「フラワーシティ福岡」を目指し、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など福岡市のありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める『一人一花運動』を推進しています。

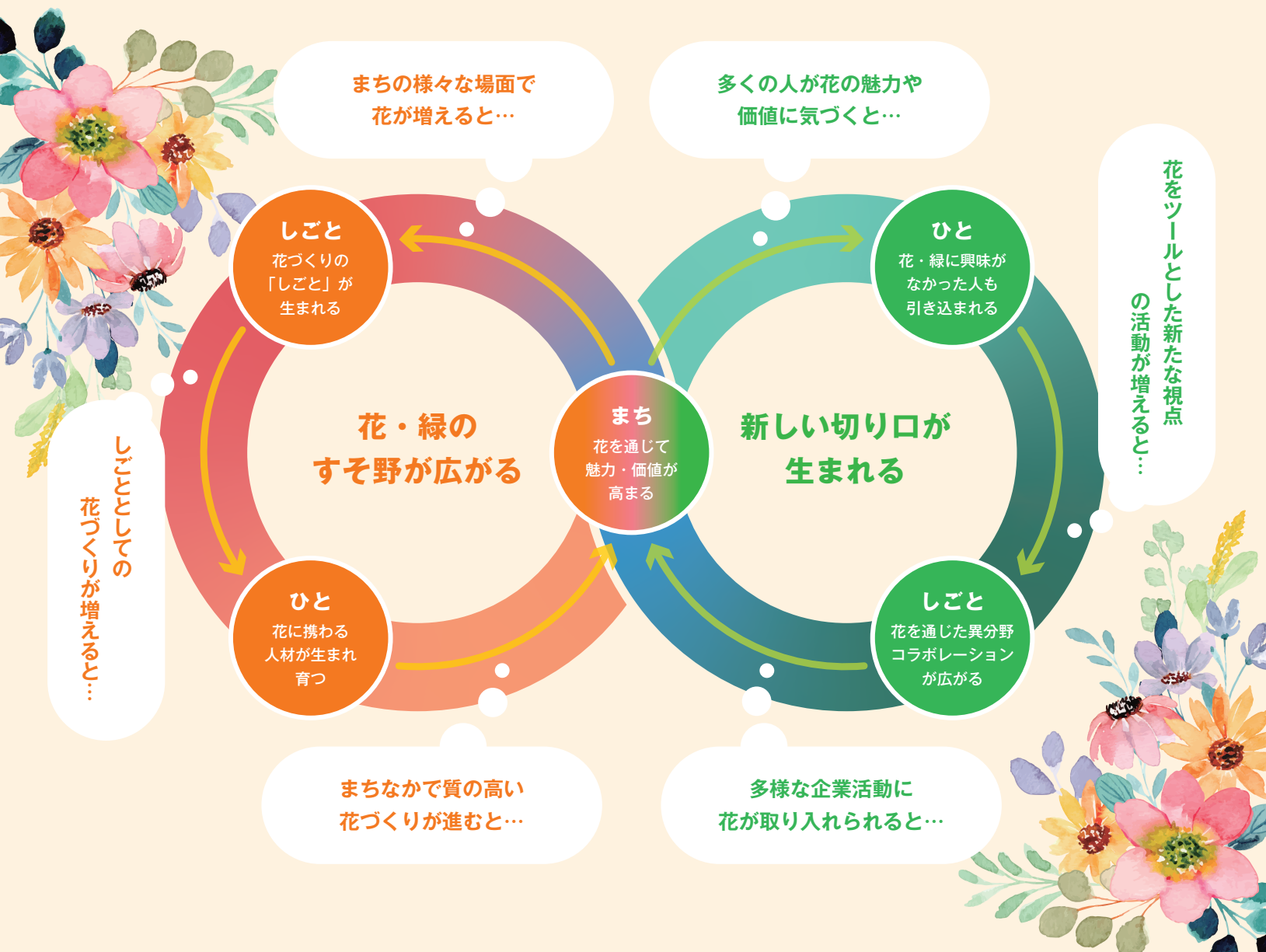


花・緑で「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す 一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクトとは

一人一花運動を通して、花による共創のまちづくりを定着させまちの魅力や価値を高めていくために、花・緑による「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」が好循環する持続的な仕組みの構築に取り組んでいます。

また、福岡市が2026年3月に開催する「Fukuoka Flower Show」においても、このプロジェクトによる「しごとづくり」などを進めていくこととしています。

このプロジェクトはSDGsにも寄与する取り組みであることから、企業版ふるさと納税による寄附を通じて、SDGsの達成に大きく貢献することができます。



2つの選べる寄附スタイル

①プロジェクト全体 または ②分野別事業への寄附

企業版ふるさと納税の寄附は、花・緑による「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」の好循環を生み出すためのリーディングプロジェクトとして様々な事業に活用させていただきます。



1 一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト全体に対して寄附をする



一人一花運動の拠点施設「ボタニカルライフスクエア」

2 分野別の取組み A～D に対して寄附をする



※個別事業については、年次によって内容が変わる場合があります。最新の取組事例は一人一花ホームページもしくは裏面の二次元コードをご確認ください。